

保険・年金 フォーカス

ドイツの生命保険会社の状況(2) —BaFin の 2017 年 Annual Report より (ドイツの生命保険監督のトピック(その2))—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

[前回のレポート](#)では、ドイツの保険監督官庁である BaFin (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: 連邦金融監督庁) の 2017 年の Annual Report の「スポットライト (Spotlights)」の章に記載されている項目の中から、「1. 英国の EU 離脱 (Brexit)」、「2. デジタル化 (Digitalisation)」、「6. ソルベンシー II の 2 年間 (Two years of Solvency II)」、「7. 低金利 (Low interest rates)」という 4 つの項目を抜粋して、生命保険監督に関するトピックについて報告した。

今回のレポートでは、Annual Report の「統合監督 (Integrated supervision)」の章に記載されている項目の中から、生命保険監督が関係してくる項目をいくつか抜粋して報告する。

2—統合監督

ここでは、BaFin が「統合監督 (Integrated supervision)」の章に掲げている項目のうち、「1. 英国の EU 離脱 (Brexit)」、「8. 国際監督 (International supervision)」、「9. リスクモデリング (Risk modelling)」及び「10. 会計 (Accounting)」、「11. 環境及び気候リスク (Environmental and climate risks)」の 5 つの項目のうちの生命保険監督が関係してくる記述内容について報告する。

なお、「統合監督 (Integrated supervision)」について、BaFin の Felix Hufeld 長官は、Annual Report の冒頭の意見表明において、「BaFin は、多くの方法で統合されている。BaFin は、金融市場の全てのセクターの監督を統一し、マイクロプルデンシャルとマクロプルデンシャルの監督を結び付け、(集団的消費者保護を含む) 行動規範の遵守を監督し、既に述べたようにまた、国家破綻処理機関でもある。例えば、管理リソースと IT リソースを統合し、コンピテンスセンターを共有した結果、明確なコスト削減のほかにも、この統合によって他の重要な利点をもたらされる。」と述べている。より具体的には、例えば、セクター横断的監督については、「統合された監督当局は、リスクと相互依存性を認識し、セクター別監督当局よりも迅速に各セクターの影響を評価することができる。セクターが単一の機関で結合されると、情報を直接共有し、行動の過程に同意し、迅速に行動することができる。」

さらには「セクター横断的監督は、法律や規制の統一的解釈を確立し、裁量的スコープを同等の方法で適用できるという利点も有する。」と述べている。

1 | 英国の EU 離脱 (Brexit)

Brexit については、[前回のレポート](#)で報告したように「スポットライト (Spotlights)」の中でも触れられていたが、ここでは主として内部モデルに関して記述されている。なお、以下の記述は、金融機関全体を対象にしたものであるが、実際には主として銀行等が念頭に置かれたものとなっている。

まずは、内部モデルに関しても、ユーロ圏の全ての会社が同じ基準に従って監督され、規制されるという「平等取扱の原則」が適用されることが重要である、ことを明確にしている。

その中で、「現在、BaFin と欧州中央銀行 (ECB) のリーダーシップの下での単一監督メカニズム (SSM) は、もし内部モデルが既に英国の健全性監督機構 (PRA) によって承認されている場合、それを認めている。」としている。これは、「少なくとも Brexit までは、PRA は、BaFin や ECB と同じベンチマークである欧州資本要件規制 (CRR) を適用する。」ということに基づいている。これにより、「BaFin や ECB が移行期間中に、当初は包括的な時間のかかるレビューを実施することなく、PRA によって承認された内部モデルの使用を許容すること」が可能になる、としている。

BaFin は、「関心のある機関のために多段階のプロセスを定め、その間、ワークショップや監督当局のインタビューで会社と緊密に協力」というアプローチで、「Brexit に対応して、ロンドンからドイツへ事業を移転する会社は、時間を浪費することなく、PRA によって承認された内部モデルを使用できる。と同時に、BaFin 又は SSM のモデル監督者と一緒に、内部モデルが対象となる厳しいドイツと欧州の要件を永久に満たしているようにするプロセスに着手する。」ことができるとしている。

以上のように、内部モデルの取扱いについても、移行措置が認められることで、Brexit に伴う混乱を最小限にとどめる対応が図られることになっている。

1. 英国の EU 離脱 (Brexit)

ブリュッセルでは、英国が EU を離脱した後の期間に対する政治交渉が始まった。交渉は 2017 年に何らの具体的な結果を生み出さなかった。会社や、金融規制当局や政策立案者にとっての非常に重要な問題は、英国の EU 27 カ国の単一市場へのアクセス及びその逆が、Brexit 後にどのような形になるのかということである。英国の輸出総額の半分が EU に輸出され、世界の中で英国の最大の輸出市場となっている。輸入を見ると同様の画像が表示される。この問題は、ロンドンが現在 EU 内の資本フローの中心的な拠点であるため、金融部門ではさらに複雑になっている。

現状 (2018 年 3 月 31 日時点) では、英国は Brexit の後、第三国になることが想定されており、つまり特別な地位を付与されない。会社だけでなく、国家及び欧州の監督当局は現在、この課題に適切に対処するための準備に全力で取り組んでいる。

BaFin は昨年、関心のある会社との対話を続け、再びワークショップを開催した。Brexit は欧州経済地域 (EEA) 加盟国でビジネスを行うための欧州パスポート権を失うことを意味するため、多数の銀行や金融サービス機関は、ドイツやその他の国にオフィスを移そうとしている。BaFin と政策立案

者は、これらの機関にドイツでのプロジェクトのガイダンスを提供し、法的確実性を提供し、同時にドイツの金融市場の安定性を確保することを目指している。

移行期間の内部モデル

合計で、BaFin は現在まで関心のある会社との 100 以上の協議を行ってきた。このプロセスでは、ユーロ圏の全ての会社が同じ基準に従って監督され、規制されるようにすることが重要であることを明確にしている。この平等取扱の原則は、機関が資本要件を計算するために使用する前に、BaFin がレビューし、承認しなければならない内部モデルにも適用される。

現在、BaFin と欧州中央銀行(ECB)のリーダーシップの下での単一監督メカニズム(SSM)は、もし内部モデルが既に英国の健全性監督機構(PRA)によって承認されている場合、それを認めている。内部モデルをレビューする時には、少なくとも Brexit までは、PRA は、BaFin や ECB と同じベンチマークである欧州資本要件規制(CRR)を適用する。これは、BaFin や ECB が移行期間中に、当初は包括的な時間のかかるレビューを実施することなく、PRA によって承認された内部モデルの使用を許容することを可能にする。

この目的のために、BaFin とドイツ連邦銀行のドイツモデルの監督者は、欧州の規制に従って、関心のある機関のために多段階のプロセスを定め、その間、ワークショップや監督当局のインタビューで会社と緊密に協力している（情報ボックス「内部モデルのための規則」）。

BaFin は、このアプローチで 2 つの目標を達成したいと考えている。Brexit に対応して、ロンドンからドイツへ事業を移転する会社は、時間を浪費することなく、PRA によって承認された内部モデルを使用できる。と同時に、BaFin 又は SSM のモデル監督者と一緒に、内部モデルが対象となる厳しいドイツと欧州の要件を永久に満たしているようにするプロセスに着手する。

限られた期間 – ECB との合意に基づき – BaFin は、一定の条件が満たされれば、姉妹機関で資本を計算するために PRA によって既に承認された内部モデルを許容する用意がある。まずは、機関は、行動計画を含め、この目的に必要な申請書を BaFin に提出しなければならない。さらなる行動のための義務的な手配は、これが行われた後にのみ行うことができる。

注釈

内部モデルのルール

1. ドイツ国内に所在する会社は、内部モデルの使用の申請を行う。英国の健全性規制機構（PRA）が既にそのモデルを承認していることを、その適用において証拠としている。会社はまた、モデルの現状と計画されている開発状況及び品質に関する情報を提供する。さらに、ドイツで使用されているモデルに対して、どのようにして誰によって、要求される作業が行われることになるのかを説明する。計画では、この目的に必要なリソースとプロセスをいかに構築するのかについて説明する。
2. BaFin 又は SSM がモデル申請が完全に適切であると考えられる場合には、会社の計画を考慮して、タイムスケジュールを設定する。このスケジュールでは、PRA によって承認されたモデルの許容から、ドイツ又は欧州の監督当局による定期的なモデルレビューと承認までのプロセスを概説する。
3. 限られた期間、モデルを許容することにより、BaFin 又は SSM は、進行中のモデル監督を引き

受ける。

4. モデルレビューと承認は、レビュー中に、会社が内部モデルの規制上の品質要件が満たされているという証拠を提供することを条件に、このプロセスの終わりを印すことになる。

2 | 国際監督(International supervision)

国際監督の中の「8.1、金融監督制度の見直し」の中で、BaFin は欧州金融監督システム(European System of Financial Supervision :ESFS)のレビューの提案内容について説明するとともに、これに対するBaFinのスタンスを明らかにしている。

欧州委員会の提案は、例えば以下の通りである。

- EU 内の監督上のコンバージェンスを促進するために、欧州監督当局(ESAs)に追加の任務と権限を移転する。これにより、将来的に EU 全体の戦略的監督計画を立てて、管轄する当局を評価することになる。さらに、EU に本拠を置く会社が第三国への重要なアウトソーシングを計画している場合には、ESAs を関与させ、ESAs は、承認手続に関する意見を出すことが認められる。
- 保険監督については、欧州保険年金監督局(EIOPA)が内部モデルの承認プロセス及び継続的な監督において意義深くタイムリーなやり方で関与すべきである。
- 欧州証券市場局(ESMA)に中央カウンターパーティー(CCPs)に対する直接監督権限を導入する。
- ESMA には、承認、監督(市場及び広告の監督を含む)及び特定の種類の目論見書の制裁に関する主たる責任が与えられるべきである。
- ESMA は、将来、データ報告サービスプロバイダーの承認と監督、特定のファンドとそれらの投資管理者の承認、登録、監督を担当する。
- 各国の権限のある当局の長で構成される監督理事会(Boards of Supervisors(BoSs))が、ESAs の主要な意思決定機関であることが望ましい。執行理事会が導入され、既存の管理理事会に置き換わる。理事会のメンバーには ESA 議長と欧州銀行局(EBA)と EIOPA からの各 3 名の ESA 代表者と ESMA からの 5 名の ESA 代表者が含まれる。
- ESA への資金供与に関して、各国の権限ある当局の寄付を民間部門からの寄付に置き換えるべきである。

こうした提案に対して、BaFin は、「EU 内で監督上のコンバージェンスと共有監督文化を創出することに関して、ESAs に対するより積極的な役割を強く支持している。しかし、『監督者の監督者』を作ることや、各国の権限を持つ当局に属する情報力を ESAs に与えることは反対である。BaFin はまた、ESAs が各国の承認手続きに介入できるようにする計画も拒否している。さらに、BaFin は当初から、補完性原則を考慮して、法的な制限が犯されないように、ESMA に新しい責任を移転する際には、節度を持って行うべきである、と主張してきた。」としている。

なお、この件に関して、BaFin の Felix Hufeld 長官は、5 月 3 日の会見¹で、「ESAs に国家監督当局の監視をさせる事実上の理由はない。とりわけ、ESAs を強化したい人は、既存のスキルをより有効に活用でき

¹ https://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Pressemitteilung/2018/pm_180503_jahrespressekonferenz.html

るはずである。誰も重複する権限と複雑な手続きを有する官僚的な怪物は必要としていない。」と述べ、欧州の統合に対して慎重さを求めている。

こうしたスタンスは、BaFin だけでなく、EIOPA のメンバーの意見と共通したものとなっている。

なお、こうした EIOPA の考え方については、欧州保険業界団体である Insurance Europe も「EIOPA が プルデンシャルとビジネス監督の両方を担うスタンドアローンの強力な保険監督当局であることをサポートする。」とのポジションペーパーを公表²している。

8.1. 金融監督制度の見直し

欧州金融監督システム（ESFS、61 ページの情報ボックス）は現在レビュー中である。当初の目的は、ESFS、それゆえに欧州監督当局（ESAs）がいかに効果的に運営されているかをテストし、必要に応じて改革することだった。2017 年 3 月、欧州委員会は協議のための改革案を提出し、それが 9 月の ESA 規制の改正案につながった。この改正案は、EU の既存の監督機関の広範な集中化、したがって根本的な変更を想定している。

定義

欧州金融監督システム

3 つの欧州監督機関（ESAs）は、2011 年初めに設立された。ESAs は、欧州銀行局（EBA）、欧州保険年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場局（ESMA）で構成されている。その少し前の 2010 年末に、欧州システミックリスク理事会（ESRB）が業務を開始した。ESAs と ESRB は共に、欧州金融監督システム（ESFS）を構成している。欧州における監督慣行の調和と、マクロプルデンシャル分析とマイクロプルデンシャル監督の統合を改善することを目的としている。

ESAs の新しい力

欧州委員会は、EU 内の監督上のコンバージェンスを促進するために、ESAs に追加の任務と権限を移転することを提案している。この提案によれば、将来的に EU 全体の戦略的監督計画を立てて、管轄する当局を評価することになる。さらに、欧州委員会は、EU に本拠を置く会社が第三国への重要なアウトソーシングを計画している場合には、ESAs を関与させる予定である。ESAs は、承認手続に関する意見を出すことが認められる。ESAs の権限はまた、第三国の同等性の決定を準備する上で欧州委員会を助けるときに拡大される予定である。

保険監督については、欧州委員会は、EIOPA が内部モデルの承認プロセス及び継続的な監督において意義深くタイムリーなやり方で関与すべきであることを提案している。この文脈で EIOPA に二重の役割を与える計画がある。即ち、第一に意見を出し、次に影響を受ける監督当局間の意見の不一致を解決するための支援を行うことができることになる。

最も広範に提案された変更は、ESMA に関するものである。計画では、まず、中央カウンターパーティー（CCPs）に対する直接監督権限を導入する予定である。この目的のために、欧州委員会は、6 月に欧州市場インフラ規制（EMIR）の改正案を発表した。第二に、ESMA には、承認、監督（市場

² <https://www.insuranceeurope.eu/esas-review-insurance-europe-supports-eiopa-strong-stand-alone-authority>

及び広告の監督を含む) 及び特定の種類の目論見書の制裁に関する主たる責任が与えられるべきである。さらに、ESMA は、将来、データ報告サービスプロバイダーの承認と監督、特定のファンドとそれらの投資管理者の承認、登録、監督を担当する予定である。

ESA の内部ガバナンスの観点から、欧州委員会の提案は、会員主導の組織の原則から部分的に離脱することを主張する。各国の権限のある当局の長で構成される監督理事会 (Boards of Supervisors (BoSs)) は、特に規制のために、ESAs の主要な意思決定機関であることが望ましい。しかし、さらに執行理事会が導入され、監督理事会と同様に現在は監督当局の長で構成されている既存の管理理事会に置き換わる予定である。欧州委員会の提案によると、理事会のメンバーには ESA 議長と EBA と EIOPA からの各 3 名の ESA 代表者と ESMA からの 5 名の ESA 代表者が含まれる。彼らの機能は、意見を出して、全ての BoS の決定を準備することにある。さらに、重要なコンピテンシー (ストレステストや前述の新しい課題や権限など) を執行理事会に移す計画もある。

欧州委員会は、ESA への資金供与に関して、各国の権限ある当局の寄付を民間部門からの寄付に置き換えるべきであると提案している。欧州連合 (EU) の拠出額は将来的に変動する可能性があり、ESA 予算の 40% をカバーする。欧州理事会は、現在、欧州委員会の提案を議論している。

BaFin は計画に批判的である

BaFin は、コンサルテーション段階で既に欧州委員会が計画していた改正を批判していた。欧州金融監督システム (「欧州金融監督システム」の情報ボックスを参照) は、特に 2010 年に国家及び欧州の監督当局のネットワークとして創設され、この役割を証明している。

もちろん、BaFin は、EU 内で監督上のコンバージェンスと共有監督文化を創出することに関して、ESAs に対するより積極的な役割を強く支持している。しかし、「監督者の監督者」を作ることや、各国の権限を持つ当局に属する情報力を ESAs に与えることは反対である。BaFin はまた、ESAs が各国の承認手続きに介入できるようにする計画も拒否している。さらに、BaFin は当初から、補完性原則を考慮して、法的な制限が犯されないように、ESMA に新しい責任を移転する際には、節度を持って行うべきである、と主張してきた。Felix Hufeld 長官はまた、2018 年 2 月 27 日に開催された欧州金融監督システム (FSF) の見直しに関する欧州議会のヒアリングで、BaFin の立場を説明した。

3 | リスクモデリング (Risk modelling)

リスクモデリングにおいては、「9. 2. 保険会社の内部モデルにおけるマイナス金利」の中で、マイナス金利のモデル化について記述している。

この点に関して、BaFin は「マイナス金利を適切にモデル化して処理すると、モデル結果の安定性が高まる。この結果は、現在の資本市場環境をよりよく反映しており、経済的観点から解釈しやすくなり、内部モデルの有用性が増す。」と述べ、マイナス金利のモデル化を適切に行うことの重要性を主張している。

9.2. 保険会社の内部モデルにおけるマイナス金利

2016 年以来、マイナス金利の現象は、保険会社が内部モデルを改訂する原因となっている (情報ボックス 「モデルとマイナス金利」参照)。これは、主に将来の資本市場シナリオの進展をシミュレー

トすることによりポートフォリオの確率的評価が行われる、生命保険契約の評価モデルや、とりわけ、会社の資本要件を計算するために、1年間の進展期間にわたる可能性のある金利をシミュレートする内部モデルのユーザーのリスク予測モデルに影響を及ぼす。

資本市場におけるマイナス金利のために、ゼロの金利フロアの伝統的な仮定はもはや耐えられない。マイナス金利のモデリングは、マイナス金利が経済的な観点、特に長期的な観点から解釈することが困難であると考えられているため、経済的に正当化される新たな現在のマイナスの金利フロアの存在や水準などの要因について、疑問を投げかけられている。この論議では、「物理的なキャッシュ議論」が頻繁に使用されている。金利がマイナスの領域で深刻な場合、会社は資本投資によって大規模な損失を被るのではなく、現金に資金を移すことができる。したがって、物理的に現金を維持するコストが、金利フロアを決定する。

しかしながら、この主張は議論の余地があり、モデルの変更においてはあまり意味がなかった。暗黙の金利フロアは、代わりにモデルの他の要件に従って選択され、通常は名目上の「現金を保持するコスト」を下回っている。評価モデルにとって重要な要素は、とりわけ市場の一貫性であり、即ち、債券及び金利オプションの市場価格の複製及び無裁定取引の制限（モデルはリスクフリー金利を上回るリスクフリーリターンを生み出すものではない）である。リスクモデルでは、1年間の予測期間は、実験的経験や既存の経済知識だけでなく、保険会社における適切なリスク管理の要件も考慮に入れることを意図している。

BaFin は必要とされるモデルの変更をレビューし、2017年に承認した。マイナス金利を適切にモデル化して処理すると、モデル結果の安定性が高まる。この結果は、現在の資本市場環境をよりよく反映しており、経済的観点から解釈しやすくなり、内部モデルの有用性が増す。

定義

モデルとマイナス金利

短期金利と長期金利は2008年以降低下傾向にあり、場合によってはマイナスになっている。対照的に、この進展が始まる前に典型的に考えられる金利モデルは、しばしば正の金利の仮定に基づいている。これは、それらが通常はもはや適切ではなく、過去において会社のリスクプロファイルを適切に反映することができなかったことを意味する。関連するリスクフリー利回り曲線は、内部モデルでもはや複製できず、技術的準備金の金融保証とオプションはもはや正しく評価されていなかった。これは、内部モデルが会社の経営において、限られた程度でしか使用されてこなかったことを意味していた。

4 | 会計(Accounting)

会計については、まずは、EBAが行った50の欧州の機関に対する2018年1月1日以降適用される新しいIFRS第9号「金融商品」の2回目の影響評価に関する報告書の結果について触れている。これによれば、主として新しい減損要件に起因して、引当金が13%増加すると予想され、CET1(Common Equity Tier 1 capital)比率は、平均45bps低下する、ことになる。

また、IFRS第17号「保険契約」については、現在、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が欧州法への

採択(承認)の最終提案の準備を行っているが、BaFinはこのプロセスに密接に関わっている、としている。さらに、ソルベンシー II と新しい IFRS 第 17 号との間の相互作用の分析に深く関わっている、としている。

10. 会計 (Accounting)

2017年7月13日、EBAは、2018年1月1日以降適用される新しいIFRS第9号の2回目の影響評価に関する報告書をウェブサイトに掲載した。この調査では、新基準の量的及び質的影響について50の欧州機関の調査を行った。

EBAは、調査に含まれる機関が、2016年の初めに実施された第1回のテストと比較して、新基準の実施において著しい進歩を遂げたという結論に達した。しかし、実施に関しては、小規模機関は大規模機関よりも遅れていた。

調査の第1ラウンドと同様に、定量的な影響は主に新しい減損要件に起因し、新しい分類及び測定要件からは少なかった。平均して、欧州の機関は、引当金が13%増加すると予想している。欧州の機関のCET1 (Common Equity Tier 1 capital) 比率は、平均45bps低下した。

IFRS 第17号「保険契約」

2017年5月18日、数年間の協議の後、国際会計基準審議会 (IASB) はIFRS第17号「保険契約」を公表した。この新しい基準は、2004年以降適用されていた旧暫定基準IFRS第4号を置き換える。2021年1月1日に発効して、財務諸表利用者及び投資家に保険会社のリスク及び収益性をよりよく理解させることを目的としている。同時に、異なる保険会社の比較を容易にすることを意図している。このプロセスの1つのマイルストーンは、保険契約の測定であり、これはもはや過去の費用ではなく、公正価値で割り引かれた最良推定値にリスクマージン及び契約上のサービスマージンを加えて決定される。

2018年末までに、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) は、欧州法への採択(承認)の最終提案を準備する。BaFinはこのプロセスに密接に関わっている。さらに、ソルベンシー II (既に欧州で適用されている監督制度) と新しいIFRS第17号との間の相互作用の分析に深く関わっている。このプロセスの興味深い側面は、2つの制度が同じ問題の異なる取扱いを規定している程度である。

5 | 環境及び気候リスク (Environmental and climate risks)

環境及び気候リスクに関しては、保険リスクそのものとしても、経営に大きな影響を与えるものであるが、BaFinが採り上げたこの項目では、主として金融セクター全体にとっての投資リスクへの影響に関して記述している。

欧州委員会は、2018年3月8日に、2018年1月に発表されたEUの持続可能な金融についてのハイレベル専門家グループ(HLEG)の勧告³に基づいて、持続可能な金融に関する行動計画を発表した。この行動計画では、持続可能な金融商品への投資の明確な枠組みを作るために、資本投資決定における受託者責任の概念の詳細の開発に焦点を合わせることが期待されている。

³ https://ec.europa.eu/info/publications/180131-sustainable-finance-report_en

BaFin は、この問題に積極的に関与し、国際的に調和のとれた規制枠組みに向けて、他の監督当局や中央銀行と共同して活動している、としている。

これに関連して、BaFin の Felix Hufeld 長官は、2018 年 1 月 17 日に発表された新年会演説で、2008 年の金融危機を念頭において、「事実に基づく分析、リスクプロファイル、デフォルト確率、リスク・リターン比率などがない中で」、規制の恩恵を与えることには反対する、との警告を発している。

11. 環境及び気候のリスク (Environmental and climate risks)

多くの環境及び気候のリスクに直面して、低炭素経済の創出は社会が直面している大きな課題の 1 つである。金融セクターは環境リスクと気候リスクにもさらされている。さらに、セクターは移行リスクに直面している。金融セクターは、将来の投資リスクと機会を適切に評価し、資本配分をより効率的にするのに役立つことで、移転の成功に貢献することができる。

その高い経済的、社会的重要性を考慮すると、この問題グループは、国や業界や市場参加者全体にわたって、それ自身のモーメンタムを獲得している。例えば、多くの市場参加者は、金融安定理事会 (FSB) によって設立された、セクター主導の気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) によって 2017 年 6 月に公表された勧告⁴を採用することを検討している。そこに記載されている環境関連の金融リスクの開示は、市場参加者がリスク管理や投資決定において、環境及び気候リスクを体系的に考慮することを支援することを意図している。

同時に、とりわけ科学界及び非政府組織を代表する様々な関係者が、気候変動が産業全体のポートフォリオや個々の市場参加者に与える潜在的影響をモデル化するためにシナリオ分析に従事している。

2018 年 3 月 8 日、欧州委員会は持続可能な金融に関する行動計画を発表したが、これは 2018 年 1 月に発表された EU の持続可能な金融についてのハイレベル専門家グループ (HLEG) の勧告に基づいている。

とりわけ、この行動計画は、持続可能な金融商品への投資の明確な枠組みを作るために、資本投資決定における受託者責任の概念の詳細の開発に焦点を合わせることが期待されている。これは、国際的な議論の焦点が、以前の主としてリスクベースの気候リスクの考慮から、グリーン/サステナブルファイナンスに関連するより大きな問題のグループへと拡大していることを示している。

BaFin は、このような問題に積極的に関与している。国際的に調和のとれた規制枠組みに向けて、他の監督当局や中央銀行と共同して活動しており、関係者との交流を図り、環境リスクと気候リスクの重要性を自らの監督活動で強調している。

しかし、BaFin の Felix Hufeld 長官は、2018 年 1 月 17 日に発表された新年会演説で、「事実に基づく分析、リスクプロファイル、デフォルト確率、リスク・リターン比率などがない中で」、規制の恩恵を与えることには反対するとの警告を発した。同氏は、そうした人々は、新たな金融危機の種を蒔いていた、と述べた。「米国の低所得世帯のための持家住宅の創設は、2000 年代初めに全面的に評価された合法的な政治目標であった。不十分な、そしてある程度の静かな金融規制との組み合わせによって、我々が知っているように、それは大惨事になってしまった。」

⁴ <https://www.fsb-tcfd.org/publications/final-recommendations-report/>

3—まとめ

以上、今回は、BaFin の 2017 年の Annual Report の「統合監督 (Integrated supervision)」の章に記載されている項目の中から、「1. 英国の EU 離脱 (Brexit)」、「8. 国際監督 (International supervision)」、「9. リスクモデリング (Risk modelling)」及び「10. 会計 (Accounting)」、「11. 環境及び気候リスク (Environmental and climate risks)」の5つの項目を抜粋して、生命保険監督が関係してくる内容を報告した。

これらの項目の中や Felix Hufeld 長官が冒頭の意見表明で述べているように、BaFin は、金融市場の各種の課題に対して、全ての金融セクターの統合された監督当局として、包括的なアプローチの必要性を認識し、適切な場合にはセクター間で可能な限り統一的な基準を定義し、一貫した行政実務を開発することを目指している。これらを通じて、また、ドイツ連邦財務省、ドイツ連邦銀行、ドイツ金融安定委員会と協力することで、金融システム全体の安定性を確保するとともに、消費者保護の充実に向けて取り組んでいる。

次回のレポートでは、国際的な資本規制の構築やソルベンシー II のレビューを巡る動きへの対応及び 2017 年の生命保険会社の事業結果の状況等について報告する。

以上